## 一橋大学学生寮入居予定者 各位

一橋大学学生支援課 宿舎管理係

## 火災保険の加入について(夫婦・家族室)

一橋大学の学生寮に入寮する学生は、火災保険の加入が必須です。入居予定者は下記の条件を満たす火災保険に加入し、<u>学生寮への入居から 5 日以内</u>に各寮の事務室に加入証明書類の写しを提出してください。火災保険への加入が確認できない場合は、入居許可を取り消します。

記

## 【加入証明書類の提出方法】

1. 提出 先:各寮の管理室

2. 提出期限: 入居後5日以内

3. 提出書類:加入証明書類の写し

※保険名称・契約期間・保障内容・保障額が明記されており、支払いの完了についても 確認できるもの。

## 【火災保険の必須条件】

- 1. 借家人賠償責任保障額が1,500万円以上であること。
- 2. 個人賠償責任(学生賠償責任)の補償額が5,000万円以上であること。

#### 【条件を満たす火災保険の例】

例として、東京海上日動火災保険会社が提供する<u>トータルアシスト住まいの保険</u>があります。 上記の保険については、入寮時にご案内があります。

必須条件を満たしていれば、個人で手配した火災保険でも問題ありません。

# 【問い合わせ先】

一橋大学学生支援課 宿舎管理係

(TEL) 042-580-8164 (Email) dormitory@ad.hit-u.ac.jp

以上